



## 1. アジア情報ダイジェスト（国別トピックス）

### ◎ASEAN: 日本・ASEAN 5か国との間で改正 EPA が発効

外務省は、東南アジア諸国連合(ASEAN)との経済連携協定(EPA)の改正 EPA について、タイ、ベトナム、シンガポール、ラオス、ミャンマー 5か国との間で 2020年8月1日付にて発効したことを発表しました。

改正 EPA は、2008年発効の日本・ASEAN間のEPAに、サービス貿易、人の移動および投資に関する規定を追加したものです。今後は、他のASEAN諸国各国についても国内手続きが終了次第、改正EPAが順次発効する見通しです。日本・ASEAN間における直接投資や親子会社間の企業内転勤などの人材移動等において有益であるとみられています。

### ◎タイ: コロナウイルス感染症対策の特別 VAT 税率を 2021 年まで延長

タイ政府は8月25日、同国の付加価値税(VAT)の税率について、新型コロナウイルス感染症対策のため現行引き下げている税率7%を2021年9月30日まで据え置くことを閣議承認しました。新型コロナウイルス感染症の流行によって影響を受けている景気の浮揚を図っていくことが目的です。本来、2020年10月1日からVATが従来の10%に戻される予定でしたが、今回の承認によって延期とされたため、消費や投資への促進効果が期待できます。

### ◎インドネシア: 中国で操業する企業を国内へ誘致

ジョコ・ウィドド大統領は、2020年8月17日のインドネシア独立記念日前の演説において、中国にある生産拠点を他国に移すことを検討している外資企業を誘致するため、外資企業への規制緩和を進めるほか、国内で工業団地建設を加速させる考えを強調しました。このような状況下、米国の電球製造企業は、2020年内にアジア拠点を中国アモイからインドネシア中部ジャワ州スマラン市内の工業団地内に移転させ製造を行う計画を発表しました。これは中国におけるコスト上昇のほか、米国がインドネシアからの同社製品に対し関税免除をしている一方で、中国製品に対しては輸入関税を課すことも要因となっています。

外資企業の投資窓口となるインドネシア投資調整庁(BKPM)は、他国からの工場移転は10社近く予定されている旨発表しています。

表：インドネシアにおける主な州の賃金水準

州名	2019年	2020年	前年比上昇額
ジャカルタ首都特別州	3,940,973	4,276,349	335,376
バンテン州	2,267,965	2,460,968	193,003
西ジャワ州	1,668,372	1,810,350	141,978
中部ジャワ州	1,605,396	1,742,015	136,619
東ジャワ州	1,630,059	1,768,777	138,718
リアウ諸島州 (パタム島等)	2,769,683	3,005,383	235,700

(出所) 各州等による発表、単位はルピア

## 2. 特集：海外関連の補助金・助成金等について

新型コロナウイルス感染拡大の影響は依然として大きく、日本政府や公的機関が補助金や助成金などのサポートを打ち出しています。

本稿では、今後の海外展開を検討中または既に海外展開に取り組まれている信用金庫取引先向けに、特に海外関連の補助金・助成金等を抽出してご紹介します（来年度のお取組みの際に参考としていただくため、募集期間が終了した事業も含まれます）。各項目のキーワードをご参照いただき、自社の取組みに合った支援制度をご活用ください。

### (1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（グローバル展開型）

キーワード	もの補助 生産性向上 設備・システム投資
概要	人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等、複数年にわたり相次ぐ制度変更に対応するため、中小企業・小規模事業者等の設備投資等および新規ビジネスモデルの構築を支援するプログラム経費の一部を支援するもの
対象事業者	以下の要件を満たす事業計画（3～5年）を策定し、 <u>従業員に表明している</u> 中小企業・小規模事業者等 ①付加価値額を年率3%以上向上 ②給与支給総額を年率1.5%以上向上 ③事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上の水準
公募期間	2020年8月4日（火）～2020年11月26日（木）（4次締切）
補助対象事業	中小企業者等が海外事業の拡大・強化等を目的とした「革新的な製品・サービス開発」または「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等
補助内容	・上限額：3,000万円 ・補助率：中小企業者1/2、小規模企業者・小規模事業者2/3
問い合わせ先	全国中小企業団体中央会 ものづくり補助金事務局サポートセンター 【電話】050-8880-4053

### (2) 技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業）

キーワード	人材育成 研修 専門家派遣
概要	海外進出先の現地ビジネスの担い手となる現地人材を育成するために行う、日本での受入研修、現地への専門家派遣の取組みに対して支援するもの
対象事業者	海外進出先の現地ビジネスを担う現地人材の育成に取り組む中小企業等（ただし、海外進出先が新興国※1に限られます。）
公募期間	2020年1月17日（金）～2020年2月17日（月）※2

補助対象事業	<p>①日本での受入研修 海外進出先の現地人材を日本企業に受入れ、実務研修を通じて人材育成に取り組む企業に対し、日本の企業文化等を理解するための座学研修の実施</p> <p>②現地への専門家派遣 日本から従業員等を専門家として海外に派遣し、現地従業員へ技術指導を通じて人材育成に取り組む企業に対し、準備から実施に向けた総合的なサポートの実施</p>
補助内容	中小企業・中堅企業の場合、必要経費のうち 2/3 を補助
問い合わせ先	<p>経済産業省貿易経済協力局技術・人材協力課 【電話】 03-3501-1937 一般財団法人 海外産業人材育成協会（AOTS） 【電話】 受入研修 03-3549-3051 専門家派遣 03-3549-3050</p>

※ 1 経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）が定める ODA 対象国・地域

※ 2 本年度の募集は終了していますが、例年公募しているため参考までに記載しています。

### (3) 中小企業等外国出願支援事業

キーワード	産業財産権 特許権 商標権 地域ブランド 地域団体商標
-------	-----------------------------

概要	<p>外国への事業展開等を計画している中小企業に対して、産業財産権 ※ 1 の外国出願※ 2 に要する費用の半額を助成するもの ※ 1 産業財産権：特許権・実用新案権・意匠権・商標権の総称 ※ 2 応募時に既に日本国特許庁に対して行っている特許、実用新案、意匠または商標を外へ出願するもの</p>
対象事業者	<p>①外国への事業展開等にあたり、産業財産権の外国出願を予定している中小企業または中小企業で構成される組合等のグループ ②既に国内で地域団体商標を出願しており、外国での出願も予定している組合、商工会、商工会議所、NPO 法人</p>
公募期間	公募期間は補助事業者によって異なりますので、お近くの都道府県等中小企業支援センター等にお問い合わせください。
補助対象経費	外国特許庁への出願料、外国出願に要する国内・現地代理人費用、翻訳費用
補助内容	<p>・上限額：1 企業あたり 300 万円 ・補助率：1/2（案件毎に上限額の設定あり）</p>
問い合わせ先	<p>特許庁普及支援課支援企画班【電話】 03-3581-1101(内線 2145) 日本貿易振興機構 イノベーション・知的財産部 知的財産課 外国出願デスク【電話】 03-3582-5642</p>

#### (4) JAPANブランド育成支援等事業

キーワード	新商品・サービス 販路開拓 ブランディング
概要	海外展開、インバウンド需要獲得等を目的とした新商品・サービス開発、販路開拓、ブランディング等の取組みに対して補助するもの
対象事業者	中小企業・小規模事業者、商工会、商工会議所、組合、NPO法人等
公募期間	2020年2月25日(火)～2020年3月25日(水)※1
補助対象事業	①全国・海外展開等事業 中小企業等による海外展開や全国展開、インバウンド需要の獲得に関する取組み（新商品・サービス開発やブランディング等） ②全国・海外展開等サポート事業 民間支援事業者や地域の支援機関等による海外展開や全国展開、インバウンド需要の獲得に関する支援（調査研究や新商品・サービス開発の支援、効率的なツールの提供等）
補助内容	①全国・海外展開等事業 ・上限額：各年500万円※2 ・補助率：補助対象経費の2/3（1、2年目）、同1/2（3年目） ②全国・海外展開等サポート事業 ・上限額：各年2,000万円 ・補助率：補助対象経費の2/3（1、2年目）、同1/2（3年目）
問い合わせ先	各経済産業局 中小企業課等（ガイドブック巻末をご参照ください） 中小企業庁 創業・新事業促進課【電話】03-3501-1767

※1 本年度の募集は終了していますが、例年公募しているため参考までに記載しています。

※2 複数者による連携体での共同申請の場合は、1社ごとに500万円上限額を積み増し、最大4社で2,000万円までの上限額となります。5社以上の連携の場合であっても上限額2,000万円は変わりません。

※出典：中小企業庁「2020年度版中小企業施策利用ガイドブック」をもとに作成  
([https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g\\_book/2020/index.html](https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/2020/index.html))

### 3. 最近寄せられた相談事例

Q

日本産のブドウをタイに輸出・現地販売していきたいと考えています。輸出する際の現地規制や留意点等について教えてください。

A

#### 1. 現地の規制

- ブドウは「日タイ2国間合意」により定められた検疫条件に従うことで、日本からの輸入が可能です。ただし、青果の場合、生産地および梱包施設にかかるタイ当局への施設登録のほか、植物検疫証明書の取得が必要です。施設登録の申請は四半期末（3月、6月、9月、12月の末日）毎に締め切られるため、期限に合わせてご対応ください。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う食品の輸入規制上、タイにおいては輸入が規制されている品目はありません。
- その他、食品に関連する規制として、残留農薬規制および動物用医薬品規制、重金属および汚染物質規制、食品添加物規制、食品包装、ラベル表記にかかる対応が必要です。

#### 2. 輸出方法

- 賞味期限が限られる生鮮食品や日持ちがしないものは、航空便利用が推奨されます。
- 梱包は、商品の鮮度や見た目を長期間保てるものを使う必要があるほか、特にブドウは脱粒に注意が必要です。フォワーダーや梱包材メーカー等とのご相談をお勧めします。

#### 3. 航空便の輸出にかかる期間

- 日本国内の商流について、国内の物流倉庫に商品が輸送された後、輸出手続きと航空便への積込みが行われます。所要日数は概ね1日程度で、航空便のスケジュールが合えば深夜便での輸送も可能です。
- タイであれば、通常、出荷から2日ほどで現地に到着することが可能です。その後、現地での通関処理などを経て、遅くとも出荷から1週間以内には輸入者に届くといわれています。ただし、1回あたりの出荷量や保冷の要否によって所要日数が異なるため、フォワーダーへ事前に照会しておくことが確実です。
- なお、現行のコロナ禍では、航空便数の減少や通関時の審査の厳格化等の理由により、想定日数よりも到着までの時間を要する可能性があります。

#### 4. その他

- 輸出货量・販売価格は、 $\text{原価} \times \text{数量} + \text{物流会社費用} + \text{関税} (\ast) + \text{VAT}$  が販売価格を下回るように算出します。航空便での輸出の場合、船便と比べて物流費が高額となるため、現地において商品の競争力を持たせられるか精査が必要です。

(※) ブドウの場合、日タイ EPA の適用により無税

<編集・発行>

信金中央金庫 海外業務推進部 推進グループ

中央区八重洲1丁目3番7号

<http://www.shinkin-central-bank.jp/>

Tel : 03(5202)7674

Fax : 03(3278)7035

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資等についてはご自身の判断によってください。また、本レポート掲載資料は、信金中央金庫が信頼できると考える各種データにもとづき作成していますが、信金中央金庫が正確性および完全性を保証するものではありません。なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。